

京都府水洗化総合計画 2015～水環境政策のグランドデザイン～（仮称）（中間案） に対する意見募集結果

- 1 募集期間
平成28年1月5日（火曜日）から2月4日（木曜日）まで
- 2 意見募集の結果
延べ件数 32件
意見提出者数 13名
- 3 意見の要旨とそれに対する府の考え方

項目	意見の要旨	京都府の考え方
下水道整備区域と浄化槽整備区域との見直しについて	<p>下水道の整備は国策であることは理解出来るが、「京都府水洗化総合計画2010」及び地方公共団体の財政的基盤に鑑みると、下水道整備区域と浄化槽整備区域の見直しについて「京都府水洗化総合計画2015」の策定においてより反映していく必要があると思われる。</p>	<p>「京都府水洗化総合計画2015」は、「水洗化総合計画2010」の考え方を継承し、平成32年度の概成を目標に污水处理施設の早期整備を一層促進することとしています。今回の見直しに当たっても、前回と同様に集合処理と個別処理との経済性の比較に加え、污水处理施設の整備事業への市町村の投資可能額も考慮した検討を行い、約3千人を集合処理から個別処理に移行しています。</p>
	<p>水洗化計画であるのに、災害対策やエネルギーや温暖化対策という点に重点を移している。関連性はあり大切な事であるが、水洗化計画の中心はあくまで非水洗化人口を減らすことにあり、その点に重点的に予算を配分されるような計画であるべき。</p>	<p>「京都府水洗化総合計画2015」においても污水处理施設の未普及解消を最重要課題と考えており、早期整備のための目標を定めています。</p> <p>一方、施設の老朽化対策や集中豪雨対策、下水道が有する再生可能エネルギーの活用促進等を図るため、平成27年5月に下水道法が改正されたところであり、本計画においては「水環境政策のグランドデザイン」と副題を付すことにより、今後展開すべき施策の方向性についても併せて示しています。</p>
下水道整備困難箇所への対応について	<p>下水道管きよの整備ができない箇所には、私道が含まれていると思われるが、私道は土地所有者の意向により整備が困難になることが多い。</p> <p>公共下水道は公共の利益になるものと思われるため、私道への整備が可能となる法整備や特別な措置等が必要ではないか。</p>	<p>下水道法第11条（排水に関する受忍義務）では、「排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。」とされています。</p> <p>しかし、土地所有者と排水設備設置者との関係では、相互同意に基づき円満に解決されることが望ましく、汚水処理事業の必要性を理解していただけるよう促します。</p>
当面個別処理区域の対応について	<p>綾部市の由良川右岸側は「当面個別処理」の区域となっていますが、当区域は市街化区域内でもあり、また設置スペースが確保できない地域があることから、集合処理による整備を望むところです。</p>	<p>平成32年度までに水洗化を図るため、当面浄化槽整備を進める区域としていますが、集合処理区域の整備完了後に浄化槽の設置状況等を考慮して、市において再度整備手法の検討を行うこととしています。</p>

項目	意見の要旨	京都府の考え方
山間部における浄化槽の整備について	<p>住戸数の少ない山間部においては、生活雑排水を未処理で流しても環境に対して大きな負荷とはならない。</p>	<p>御指摘のように環境に対する負荷は小さいかも知れませんが、より良い水環境を創造するため、全ての府民の生活雑排水が適切に処理されるべきであると考えています。</p>
浄化槽の設置時の個人負担の軽減について	<p>市街地から離れた周辺部が浄化槽区域に設定されているが、これらの地域には高齢者のみの世帯や高齢者の単身世帯が多く、経済的な理由から水洗化ができないこともある。このため、市町村設置型浄化槽設置時の個人負担を軽減すべき。</p>	<p>市町村設置型浄化槽の場合、国・府・市町村が設置費用の大部分を負担するため個人で浄化槽を設置する場合よりも個人負担が少なくなります。 それでも一定の個人負担が必要なことから、所得の少ない世帯や高齢者のみの世帯へ支援を行うことが普及促進のために効果的であり、先進的な事例を市町村に情報提供すること等により、市町村における取組を促します。</p>
単独浄化槽の合併浄化槽への転換について	<p>「汲み取り」「単独浄化槽」「合併浄化槽」のうち、環境への負荷が最も大きいのは「単独浄化槽」</p> <p>-----</p> <p>単独浄化槽の合併浄化槽への転換を強力に推し進めていくべき。</p> <p>-----</p> <p>水洗化総合計画にも単独浄化槽の合併浄化槽への転換に関する事項を盛り込むべき。</p>	<p>御指摘のとおり単独浄化槽については生活雑排水を処理できず、処理性能も低いという問題があるため、水洗化総合計画2015では単独浄化槽の使用基数などのデータも記載した上で、水洗化総合計画2010よりも詳しく合併浄化槽への転換の必要性を示します。</p>
	<p>行政の所有する単独浄化槽は早期に合併浄化槽への転換を図る必要がある。京都府下における公設単独槽は171基あるが、全国に先駆け早期に0基として頂くよう強く要望し、計画にも盛り込んで頂きたい。</p>	<p>平成28年度より、市町村が管理する施設に浄化槽を整備する際にも環境省から補助金が交付される制度が創設される予定であり、府内の各市町村もこの制度を積極的に活用するよう働きかけてまいります。</p>
	<p>単独浄化槽の合併浄化槽への転換には大きな費用負担が必要であり、単なる環境保全への意識啓発だけでは問題が片付かない。</p> <p>-----</p> <p>京都府内では、一番新しい単独浄化槽でも設置後約20年経過しており、現場における適正管理が困難な事例も多発している。計画において合併浄化槽への転換推進を積極的に図るため、撤去費の補助等を検討して頂き計画に反映して頂きたい。</p> <p>-----</p> <p>汲み取りからの転換促進とあるが、浄化槽設置補助金を増やす等、汲み取り家庭の合併浄化槽への転換の具体的施策を計画に盛り込むべきである。</p>	<p>御指摘のとおり合併浄化槽への転換には大きな負担が伴いますが、環境省の補助事業に合併浄化槽の設置費に加えて単独浄化槽の撤去費も対象とする制度があり、府内の各市町村もこの制度を積極的に活用するよう働きかけてまいります。 また、府としても撤去費の補助等について今後検討してまいります。</p>

項目	意見の要旨	京都府の考え方
施設老朽化への対応について	<p>下水道は水道や電気と同様に重要なライフラインであり、安心して下水道を使い続けられるよう、単なる施設の延命化ではなく、ストックマネジメントの考え方を本格的に導入し、トータルコストの縮減に努めて欲しい。</p>	<p>水洗化総合計画2015では、「汚水処理サービスの持続的提供に向けた管理・運営」に一つの章を割り当て、「施設・経営・体制」の3つの側面から持続的な管理・運営を行うために必要となる施策の方向性を示しています。</p>
	<p>下水道施設も近い将来、改築更新時期を迎えるが、改築更新には建設時と同様に多額の費用が必要となることが予想され、下水道経営に重大な影響を与えることになる。</p> <p>そのことを考慮し、下水道経営を行っていくことが重要になるとともに、国からの財政支援体制を確立していくことが必要であると強く感じました。</p>	<p>御指摘のとおり改築更新費用が今後増大することが予想されるため、長寿命化計画等を立て適切な改築更新を推進することとしています。</p> <p>国においても、長寿命化支援制度等の支援制度が設けられていることから、制度の活用に努めていきます。</p>
浄化槽の管理について	<p>浄化槽管理者に浄化槽の管理を適正に行わせるための行政指導を強化すべき。</p> <hr/> <p>浄化槽の管理を適正に行わせるためには市町村による維持管理費の補助も有効</p> <hr/> <p>浄化槽の法定検査は未だ検査率が低く、検査率の向上についての京都府の具体的施策を計画の中でご提示いただきたい。</p> <hr/> <p>浄化槽の保守点検・清掃・法定検査が適正に実施されず、本来の浄化槽の能力を発揮していないケースが多数あると思われる。適正に管理するために検討している具体的な方策があれば、お示ください。</p>	<p>浄化槽は適正に管理してこそ機能が発揮されるものであり、府としても法定検査未受検の浄化槽管理者に指導文書を送付するなどの取組を行ってきたところで</p> <p>また、平成27年3月には、京都府事務処理の特例に関する条例と京都府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を改正し、市町村も法定検査未受検の浄化槽管理者に対する指導ができるようにするとともに、浄化槽保守点検業者から浄化槽管理者に法定検査の受検を勧めるように協力を求めています。</p> <p>これらの結果、検査の受検率は徐々に向上してきていますが、今後も市町村等と連携して受検率の向上を図ってまいります。</p> <p>府内では6市町が維持管理費の補助を行っていますが、これらの市町はいずれも受検率が府内平均より高くなっています。</p>
使用料金の公平な負担について	<p>農業集落排水と公共下水道とで使用料金の体系が異なることがある。</p> <hr/> <p>市町村設置型浄化槽と公共下水道とで使用料金の体系が異なることがある。</p> <hr/> <p>市町村設置型浄化槽の利用者が市町村へ支払う使用料金と個人設置型浄化槽の利用者が負担している維持管理費には差がある。</p> <hr/> <p>公平性の観点から使用料金等を統一すべきであり、そのことを市町村に義務づけるべき。</p> <hr/> <p>使用料金等の統一に当たっては負担の増にならないよう配慮が必要</p>	<p>御指摘のとおり、使用する施設によって料金体系が異なる場合があります。</p> <p>使用料金は、市町村が自らの財政状況や施設の設置状況等に応じてさまざまな観点から議論して決定されるべきものと考えています。</p>

項目	意見の要旨	京都府の考え方
災害に備えた対応について	<p>防災訓練、防災教育に持続的に取り組むのは良いことである。</p>	<p>京都府及び府内市町村の全部署が参加して毎年6月に集中豪雨に対する防災訓練を行っているほか、秋には大地震を想定した近畿ブロック各府県の下水道関係者による情報伝達訓練を、1月には地震を想定した訓練を流域下水道及び流域関連公共下水道の担当者により実施しています。</p> <p>これらの取組を積極的に情報提供することにより、訓練に関する取組を広げるとともに行政関係者や府民の防災意識が向上するよう努めてまいります。</p>
	<p>浄化槽計画区域内の準公共施設（公民館等）には、災害時に避難所として使用されることを想定し、行政が管理する浄化槽を整備すべきである。</p>	<p>平成28年度より、市町村が管理する施設に浄化槽を整備する際には環境省から補助金が交付される制度が創設されると聞いており、府内の各市町村に情報提供してまいります。</p>
	<p>（下水道等を利用した）「マンホールトイレの整備」とあるが、激甚災害対策としての浄化槽の導入を計画して頂きたい。東北震災において仮設住宅における浄化槽の対応能力の高さは実証済みである。</p>	<p>浄化槽は、災害発生後に仮設住宅等から発生する汚水を処理するのには適していますが、常時使用しておかないと機能を維持できないことから、下水道等が整備済みの区域において激甚災害対策としてあらかじめ設置しておくことは難しいと考えています。</p> <p>激甚災害による下水道等の機能低下、機能停止に迅速に対応するため、BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生後の暫定的な機能確保のための体制の構築を行うこととしています。</p>
	<p>浄化槽を廃止した後、雨水貯留施設として利用する施策も検討して頂きたい。容量も大きく、既に設置されているため無駄がない。改造とポンプ設置の費用程度の補助金で足り現実的である。</p>	<p>浄化槽を雨水貯留施設に転用する際の補助制度は、全国の複数の市町村において実施されています。</p> <p>浄化槽の転用については府の総合庁舎等で事例がありますが、家庭用の浄化槽の転用にはポンプ運転に係る費用負担等の課題もあるため、市町村とともに今後検討してまいります。</p> <p>なお、京都府では、小型雨水貯留タンク（マイクロ呑龍）への補助制度を平成27年度に創設したところであり、府民の防災及び環境に関する意識を市町村と連携して向上することができるよう本事業を推進していきたいと考えています。</p>
	<p>桂川右岸地域では、京都府が事業主体となり「いろは呑龍トンネル」が建設され浸水対策に大きな効果を発揮している。ここ数年でゲリラ豪雨などの被害が続いている中丹地域や山城北地域での整備予定はないか。設置について検討していただきたい。</p>	<p>桂川右岸地域では、京都市、向日市、長岡京市の雨水をあわせて排除する方が効率的であるため、「2以上の市町村の区域における雨水を排除することを目的とする流域下水道の雨水事業」として京都府が事業主体となり「いろは呑龍トンネル」を建設しています。</p>

項目	意見の要旨	京都府の考え方
		<p>中丹地域や山城北地域などその他の地域においては、流域下水道の雨水事業の計画は予定しておりませんが、各市町村が公園地下への雨水貯留施設の整備や雨水排水ポンプ場の建設などの事業を実施しています。</p>
<p>資源の有効利用について</p>	<p>下水汚泥は地域に合う形で燃料化や肥料化することにより再生利用を促進すべき。</p> <p>-----</p> <p>処理水についても利活用を促進すべき。</p> <p>-----</p>	<p>京都府では、平成24年12月に「京都府バイオマス活用推進計画」を策定し、バイオマスの一つである下水汚泥についても利用率を高めるための施策を推進しています。</p> <p>府内の処理場では、固形燃料化（府、洛西浄化センター）、消化ガス発電（府、洛南浄化センター・木津川上流浄化センター）、コンポスト（堆肥）化（福知山市及び亀岡市の農業集落排水）など、様々な汚泥の再生利用がなされています。</p>
	<p>下水汚泥の処分については、個別の処理場や団体毎に見ると、それぞれが最適化されており、見直しのインセンティブが弱いため再資源化率が向上しないと思います。これらの団体が、「積極的に取り組めるような仕組み」の方向性を示すことはできないか。</p> <p>-----</p> <p>エネルギーの創出や資源の再利用は、一定の規模が確保できないとメリットが出ないものがある。計画においては、メリットが見込める施設規模も示すべき。</p>	<p>処理水についても、都市部で修景用水として利用されている（長岡京市勝竜寺城公園など）ほか、農業集落排水の処理水は水路へ排水されたのち農業用水として利用されています。</p> <p>水洗化総合計画2015では、これら府内での取組に加え、全国における先進事例や小規模処理場向けの技術開発の動向も紹介することにより、各市町村に事業実施を促してまいります。</p>
	<p>処理場の集約化によって廃止された処理場の有効活用についても検討すべき。</p>	<p>全国における取組事例を調査し、市町村へ情報提供することで、有効活用を促進していくこととします。</p>

(その他) 中間案4 ページ「対応方策」 3行目の4市1町33地区を4市1町40地区に訂正